

豊明文化広場、体育施設、都市公園及び勅使墓園の
包括的指定管理公募型プロポーザル募集要項

2026年7月

豊明市教育委員会 教育部 生涯学習課

豊明市 経済建設部 都市計画課・環境課

第 1.	目的	1
第 2.	募集の概要	2
1	指定管理対象施設について	2
2	指定期間	3
3	施設の利用時間及び休日	3
4	豊明市指定管理者審査委員会の設置.....	5
5	優先交渉権者等の決定	5
6	審査結果等の通知及び公表	5
7	細目についての協議	5
8	協定の締結	5
9	指定管理者の公募及びスケジュール.....	5
第 3.	提案する業務内容及び範囲等.....	7
1	通常業務	7
2	自由提案枠（デイキャンプ場含む勅使エリアの提案）	7
第 4.	事業収支に関する事項	8
1	指定管理料	8
2	施設運営収入	8
3	市からの受託事業に関する収入.....	8
4	自主事業に関する収入	8
5	維持管理・運営費用	9
6	受託事業に係る費用	9

7	自主事業に係る費用	9
8	指定管理料の支払い	9
9	予算の流用	9
第 5.	指定管理者の公募に関する事項.....	10
1	質問の受付及び回答	10
2	申請書類の提出	10
3	一次審査結果の通知	10
4	二次審査	10
5	二次審査結果の通知	10
6	指定管理者の指定	11
7	指定管理者との協定締結	11
第 6.	応募に関する事項	12
1	応募資格	12
2	応募者の形態	12
3	申請書類	12
4	留意事項	14
第 7.	審査及び選定に関する事項	15
1	審査方法	15
2	審査委員会の役割	15
3	一次審査	15
4	二次審査	15

5	審査基準	15
第 8.	問い合わせ先	18

第1. 目的

従来、公の施設の管理については、公共団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されました。これは、公の施設の管理について、民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上につなげようとするものです。

現在、豊明文化広場（以下「文化広場」という。）、体育施設、市内都市公園（64施設）、勅使墓園の管理・運営については指定管理者制度が導入されていますが、2027年3月31日をもって指定管理期間が終了します。

今回、文化広場、体育施設、市内都市公園（67施設）、勅使墓園の包括的な維持管理運営を行う次期指定管理者の候補者を選定するために、指定管理者募集に関して必要な事項を本要項に決めました。

包括的指定管理者を募集するにあたっては、文化広場、体育施設、勅使水辺公園及び勅使墓園といった多くの公共施設が集中する勅使エリアの賑わい創出及び魅力向上、貴重なオープンスペースとして点在する都市公園の利用促進及び市民協働の推進、スケールメリットを活かした効率的かつ効果的な施設運営及び維持管理の実現が期待できる提案を募集します。

加えて、文化広場のデイキャンプ場（バーベキュー場）などの改修を行う自由提案枠についても、提案を受け付けます。自由提案枠については、民間事業者の自由な提案に対して、優先交渉権者と市が協議をし、整った段階で予算化を行う制度です。

（根拠法令：地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第2. 募集の概要

1 指定管理対象施設について

(1)文化広場（①勅使会館及び②デイキャンプ場）

- ア 所在地 : 豊明市沓掛町勅使1番地1
- イ 開設年月: 昭和54年10月
- ウ 規模: ①勅使会館 建築面積 371.49 m² 延床面積 539.96 m²
- エ 構造: ①勅使会館 鉄筋コンクリート造 2階建て
- オ 施設内容

①勅使会館

1F 面積 371.49 m²

- 和室 A (22 畳) ・ B (8 畳)
- 事務室、職員休憩室
- ふれあいホール、湯沸室
- 男女更衣室 (シャワー室・浴室)

2F 面積 168.47 m²

- 市教育委員会北部教育支援センター

その他

- 駐車場 21 台

②デイキャンプ場（はなの木広場）

- かまど (4 基)
- 共同炊事棟 (1 棟)

(2)体育施設

- ア 所在地 : 市内 5 箇所
- イ 施設内容
- 勅使グラウンド
 - 勅使テニスコート
 - 勅使弓道場
 - 勅使ターゲット・バードゴルフ場
 - 山田グラウンド

※詳細は仕様書の別添資料 1_体育施設概要をご確認ください。

(3) 都市公園

ア 所在地 : 市内 67 箇所

イ 面積 : 654,936 m²

ウ 種類 : 公園(都市計画課所管) 61 箇所 緑地(都市計画課所管) 5 施設
公園(生涯学習課所管) 1 箇所

※詳細は仕様書の別添資料 2_都市公園一覧表及び施設概要をご確認ください。

(4) 勅使墓園

ア 所在地 : 豊明市沓掛町皿池上 18 番地 227、188 番地 623

イ 面積 : 53,279.48 m²

ウ 区画数 : 合計 3,857 区画(752 区画) ※ () は 2026 年 3 月末時点の空区画数

エ その他 : <料金・申込>対象: 豊明市民

永代使用料: 2 m² 345,000 円

3 m² 497,000 円

4 m² 661,000 円

2 指定期間

2027 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日 5 年間

ただし、モニタリングにおいて維持管理運営が優良だと認められる場合は次回指定管理施設において、非公募による延長(5 年間)を行います。

※指定期間内であっても自治法 244 条の 2、第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

3 施設の利用時間及び休日

施設の利用時間及び休日は次のとおりです。なお、優先交渉権者と協議のうえ、必要と認めた場合は、利用時間及び休日の変更を可能とすることとします。

(1) 文化広場

ア 利用時間

施設名称	運営時間
勅使会館	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
デイキャンプ場	午前 9 時 00 分から日没まで

イ 休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日以後の最も早い祝日ではない日とする。

(2) 体育施設

ア 利用時間

施設名称	運営時間
勅使グラウンド	午前 7 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
勅使テニスコート	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
勅使弓道場	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
勅使ターゲット・バードゴルフ場	午前 9 時 00 分から午後 9 時 00 分まで
山田グラウンド	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 休日

月曜日。ただし、月曜日が祝日の場合は、その翌日以後の最も早い祝日ではない日とする。

(3) 都市公園

ア 利用時間

施設名称	運営時間
すべての都市公園	原則 24 時間利用可能
中央公園ひろば	午前 7 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
落合公園ひろば	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
唐竹公園ひろば	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
西川公園ひろば	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
大原公園ひろば	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
椎池公園ひろば	午前 7 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
落合公園テニスコート	夏季：午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで 冬季：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
西川公園テニスコート	夏季：午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで 冬季：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 休日

落合公園及び西川公園のテニスコートについては、年末年始を休業日とする。なお、その他については、原則休業日はないものとする。

(4) 勅使墓園

ア 利用時間

原則 24 時間利用可能

イ 休日

なし

4 豊明市指定管理者審査委員会の設置

指定管理者の候補者を選定するにあたり、豊明市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案書類等の審査を行います。

5 優先交渉権者等の決定

審査委員会による書類審査（一次審査）と提案に対するヒアリング（二次審査）を行い、その結果として、市は優先交渉権者と次点の交渉権者を決定します。

（１）一次審査

- ２０２６年９月下旬頃に申請書類により審査を行います。
- 応募者が４者を超えた場合は、最大４者に絞り込みます。

（２）二次審査

２０２６年１０月上旬から中旬頃に一次審査の通過者によるプレゼンテーションを行い、順位付けを行います。

6 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、一次審査及び二次審査それぞれにおいて、対象者に速やかに通知します。また、二次審査の結果は、豊明市ホームページへの掲載によって公表します。

7 細目についての協議

市は優先交渉権者と細目協議を行い、その協議が整った後に、当該優先交渉権者を指定管理者の候補者とします。優先交渉権者と細目協議が整わない場合は、次点の交渉権者と細目協議を行います。

8 協定の締結

市は、議会の議決後に前項の候補者を指定管理者として決定し、施設管理に関して協定を締結します。

9 指定管理者の公募及びスケジュール

指定管理業務開始までの想定スケジュールは次のとおりです。状況により前後する場合がありますので、ご了承ください。

項目	時期
募集要項の公開	２０２６年７月１６日（木）
公募に関する質問受付期間	２０２６年７月２１日（火）～８月７日（金）
公募に関する質問回答	２０２６年８月２１日（金）

項目	時期
申請書類の受付期間	2026年8月28日（金）～9月18日（金）
一次審査	2026年9月下旬
一次審査結果通知	2026年10月上旬
二次審査	2026年10月上旬～中旬
選定結果の公表	2026年10月下旬
債務負担行為及び指定管理者の指定	2026年12月
基本協定締結	2027年3月
年度協定締結	2027年4月
指定管理業務開始	2027年4月

第3. 提案する業務内容及び範囲等

指定管理者の業務として、概ね次の業務を提案・実施してください。具体的な業務内容については、仕様書をご確認ください。なお、仕様書については、指定管理者の指定後、サービス・管理の水準が低下しないことを前提として、市又は指定管理者の発意に基づき、双方協議の上で内容を変更することができるものとなりますが、仕様書の内容変更を確約するものではありません。

1 通常業務

- (1) 指定管理施設の管理運営の基本方針
- (2) 各施設の管理運営に関する業務
- (3) 各施設の維持管理に関する業務
- (4) 各施設の自主事業に関する業務
- (5) 管理の質や市民サービス向上に寄与する業務

2 自由提案枠（デイキャンプ場含む勅使エリアの提案）

勅使エリアの施設の魅力、収益性向上及び利用者の利便性、満足度を向上させるための自由提案枠として、定められた金額（30,000千円（消費税及び地方消費税を含む））の範囲内で、必要な改修や備品設置等の提案を必須とします。なお、提案にあたっては、以下の点に留意してください。

- 自由提案については、デイキャンプ場（バーベキュー場）の整備を必須項目とします。
- 勅使会館の改修については、市の公共施設適正配置計画の方針の元、市の予算で改修は行いませんが、提案者の資金による改修提案は妨げません。
- 提案について補助金等財政措置を活用することを前提として、市の負担額の上限 10,000 千円とします。具体的な補助金等の活用については、優先交渉の際に事業者と協議の上、検討を進めます。
- 事業開始、実施時期については、指定管理の準備期間～指定管理期間内であれば結構です。

第4. 事業収支に関する事項

1 指定管理料

指定管理料の上限額は、1,112,928 千円（5 年）です（金額は、消費税等を含む）。指定管理料については、以下のとおり算定していますので、事業者による提案も同様に算定してください。

なお、本市では指定管理料の算定において、自主事業による収入は見込んでいませんが、事業者による自主事業の実施に伴う営業利益相当額の一部を指定管理料節減のために還元する提案も可能とします。

$$\text{指定管理料} = \text{維持管理・運営費用} + \text{受託事業に係る経費} - \text{施設運営収入} - \text{受託事業収入}$$

※指定管理料の算定については、現行の消費税率 10% を適用してください。なお、消費税率等の改正があった場合は、協議の上指定管理料に反映するものとします。

※金額については、豊明市議会における指定管理者指定の議決以降で、市と締結する基本協定で確定するものとして参考とします。

※修繕料については、協定により年度ごとの金額を定め支払いますが、年度終了後に執行残が発生した場合には、残額の返還が必要になります。

2 施設運営収入

本事業では、利用料金制を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を、自らの収入とすることができます。利用料金は、市が条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めることができます。

なお、2026 年度中に収納した利用料金のうち、2027 年度の利用分については、指定管理者の収入とします。また、2031 年度に収入する 2032 年度の利用分については、2032 年度に新たに指定管理を引き継ぐ者の収入とします。なお、引き継ぐ者がいない場合は、豊明市の収入とします。

3 市からの受託事業に関する収入

指定管理者は、受託事業として弓道教室を含む年 3 回のスポーツ教室を実施するものとします。なお、受託事業の実施に伴う収入は、すべて受託事業収入として指定管理料に反映しています。

4 自主事業に関する収入

本市では指定管理料の算定において、自主事業による収入は見込んでいませんが、事業者が実施する自主事業に伴う営業利益相当額の一部を収入として計上することにより、指定管理料の節減をする提案も可能とします。

5 維持管理・運営費用

指定管理者が行わなければならない維持管理・運営業務に伴う、指定管理者の人件費、施設の修繕料、樹木管理費、指定管理者が整備しなければならない備品購入費、光熱水費、警備業務、清掃業務を外部委託した場合の委託料及びその他経費等が含まれます。

6 受託事業に係る費用

受託事業に伴う、講師代、会場費、保険料及びその他経費等が含まれます。

7 自主事業に係る費用

本市では指定管理料の算定において、自主事業による収入は見込んでいません。ただし、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担により自主事業を行うことは可能とします。なお、自主事業は、豊明市又は豊明市教育委員会と協議の上、許可された場合に実施可能とします。

8 指定管理料の支払い

指定管理料は、応募者から提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）業務が開始するまでに、市と指定管理者で事業条件等を協議の上、支払い時期や方法を協定にて定めます。

9 予算の流用

指定管理者は市と協議の上、市が認めた場合は流用を可能とします。

第5. 指定管理者の公募に関する事項

1 質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問については、原則質問書（様式12）による方法のみ受け付けますので、電話による問い合わせはご遠慮ください。

- (1) 受付期間：2026年7月21日（火）～2026年8月7日（金）午後5時まで
- (2) 提出先：豊明市役所 経済建設部 都市計画課
- (3) 提出方法：電子メール<kouen@city.toyoake.lg.jp>
- (4) 回答方法：豊明市ホームページ上での公表

2 申請書類の提出

申請書類を以下のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：2026年8月28日（金）～2026年9月18日（金）まで
※土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先：豊明市役所 経済建設部 都市計画課
- (3) 提出方法：持参（郵送やFAX等による提出は受理できません。）
※要求した内容以外の書類については受理しません。

3 一次審査結果の通知

電子メールにより、応募者が指定した連絡担当者に電子メールにて連絡します。なお、複数の団体による共同事業体（以下、「共同事業体」という。）により応募した場合は、共同事業体の代表団体あてに連絡します。

4 二次審査

一次審査の通過者による、二次審査（提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答等）を行い、順位付けを行います。プレゼンテーションは口頭のみ20分、質疑応答は30分の予定です。なお、二次審査は、10月上旬から中旬頃に行う予定ですが、時間場所等については、一次審査結果の通知と併せてお知らせします。

5 二次審査結果の通知

審査結果は、一次審査結果の通知と同様に行います。また、審査結果は、豊明市ホームページへの掲載等により公表します。

6 指定管理者の指定

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、その協議が整った後に、議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定をします（２０２６年１２月定例会月議会に上程予定）。

7 指定管理者との協定締結

市は、指定管理者と施設管理に関して基本協定を締結します。

第6. 応募に関する事項

1 応募資格

法人その他の団体で次の事項を全て満たしていること。なお、個人による応募はできません。

- (1) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 豊明市から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 最近1年間、市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立をしていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 本施設を、指定期間に亘り安定的に管理することの可能な、ノウハウ、実施体制、経営基盤等が確保されていること。
- (8) 審査委員会委員が経営または、運営に直接関与していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者または団体でないこと。
- (10) 類似施設の運営実績があること。
- (11) 豊明市または他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定取り消しを受け、その取り消しから2年を経過しない者でないこと。また同法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に抵触しない者であること。

2 応募者の形態

株式会社若しくは、NPO法人、その他法人のほか任意団体（複数の株式会社やNPO法人等により構成されている共同事業体も可能）等であること。個人での応募は認めません。

また、共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表者企業・団体を明記することとし、協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は、代表企業、団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

3 申請書類

提出部数は、正本1部、副本14部とします。（詳細は、様式集の提出書類一覧表を参照のこと。）提出書類は、原則として日本産業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式1）

共同事業体の場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式4）を提出してください。

(2) 事業者に関する書類

ア 団体の概要（様式2、様式3）

イ 宣誓書（様式5）

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書またはこれに類する書類

オ 過去2か年の事業報告書

カ 法人にあっては、

(ア) 当該法人の登記事項証明書

(イ) 過去3か年の

a 法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書

(a) 納税証明書（その1）

(b) 納税証明書（その3の3）

(c) 法人市町村民税に係る納税証明書

b 貸借対照表

c 損益計算書（販売費及び一般管理費の明細をつけてください。）

※1：指定申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、設立時における財産目録を添付すること。

※2：共同事業体設立予定の場合には、構成者全てについて、上記（ア）～（カ）の書類を添付すること。

キ その他の団体にあっては、

(ア) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書

(イ) 過去2か年の収支決算書

※：上記、（オ）、（カ）、（キ）の書類の事業報告書、納税証明書、貸借対照表、損益計算書、収支決算書について、団体設立後間もない場合や、申告義務が発生していない場合などにより書類を提出できない場合は、その書類については、提出を不要とする。

(3) 提案書（様式6～11）

ア 施設の管理運営のための基本方針、管理運営業務に関する提案、維持管理業務に関する提案、管理の質や市民サービス向上についての提案、その他 SDGs や女性の活躍推進に関する内容を記載してください。

イ 提案書はパソコン等で作成し、A4横書きの両面印刷とします。

4 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、構成員の変更は認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を都市計画課まで連絡してください。

(3) 応募の辞退

構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、辞退届（様式13）を提出してください。

(4) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合の無効

審査書類に虚偽の記載があった場合には、無効とします。

(6) 審査書類の取扱い

審査書類は、理由の如何を問わず返却しません。また審査書類は、「豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）」の対象となります。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担となります。

第7. 審査及び選定に関する事項

1 審査方法

指定管理者の候補者は、外部有識者、市職員、その他市長が認めた者からなる審査委員会の厳正な審査により選定します。

なお、審査については、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）により行うものとし、審査基準に基づいて採点するものとします。

2 審査委員会の役割

応募者から提出された提出書類について検討し、一次審査通過団体を決定します。二次審査において、一次審査通過団体の順位付けを行います。

3 一次審査

- (1) 書類不備や参加資格等についての確認
- (2) 提出のあった提案書類による審査を行い、応募者の中から4者に絞り込みを行います。
- (3) 審査結果において、基準点（60点）を満たした場合のみ一次審査を通過できるものとします。

4 二次審査

- (1) 提出書類に基づくプレゼンテーション（口頭のみ20分間の予定）
- (2) 質疑応答（30分間の予定）

※配置予定の統括責任者は必ず出席してください。なお、説明者及び出席者は上限5名までとします。

※プレゼンテーションは、提出済みの企画提案書を基に行ってください。実施にあたっては、ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター、パソコンは本市で用意を行いますので、その他必要な機器については応募者で用意し、持参してください。なお、パソコンについては、応募者で所有するものを使用しても構いません。

※一次審査の結果とプレゼンテーション結果を基に順位付けを行います。

5 審査基準

指定管理者の候補者選定については、次の審査基準に基づいて行います。

豊明文化広場、体育施設、都市公園及び勅使墓園の指定管理者審査基準

(1) 管理運営のための基本方針

	審査基準	審査項目	審査内容	配点	比率	審査書類
1	管理運営方針	管理運営についての考え方	基本方針に沿った管理運営方針になっているか。事業者ノウハウが活かされているか。	30	8.0%	様式 6
		管理運営の実績	類似施設の指定管理実績の有無、管理運営のノウハウ、資格、能力があるか。	10		
2	収支計画・指定管理料	収支計画	管理運営方針を実現するために必要な指定管理料が適切に積み上げられており、収支計画に合理性があるか。	40	31.0%	様式 6 様式 6-A 様式 6-B
		指定管理料	得点＝ $\frac{\text{応募者の中の最低提案金額}}{\text{該当応募者の提案金額}} \times \text{配点}$	100		
		指定管理料節減の取り組み	事業者ノウハウを活かした指定管理料節減に繋がる具体的な提案があるか。	15		
		指定管理料節減の取り組み【加点項目】	自主事業の実施に伴う営業利益相当額の一部を施設の維持管理水準や利用者サービス向上のための経費に還元する提案があるか。【加点項目】	5	—	

(2) 管理運営業務に関する提案

	審査基準	審査項目	審査内容	配点	比率	審査書類
3	管理体制	管理運営にあたっての人員配置計画、勤務体制、雇用形態	管理を行うに十分な人員が配置されているか。施設責任者や市民協働担当者は、業務を行うにあたり必要なノウハウを持った職員が配置されているか。	20	6.0%	様式 7
		職員の資質向上の取り組み	職員の資質向上のための研修体制等は十分か。	5		
		市民への情報提供についての提案	広報計画は適切か。効果的な情報提供ツールが示されているか。	5		
4	利用者対応・接遇・ニーズの把握	利用者対応・接遇の考え方	市民等からの問い合わせ、施設予約、公園内行為の許可申請に対する対応は適切か。	5	3.0%	様式 7
		利用者ニーズの把握及びフィードバック	ニーズの把握方法は適切か。フィードバックが的確に行われ、改善する姿勢が見られるか。	10		
5	緊急時対応	事故防止、防犯、防災に対する取り組み及び緊急時における対応	利用者の安全対策は十分か。市や関係機関との連絡体制が明確であり、迅速な対応が可能な体制構築を行っているか。	10	2.0%	様式 7
6	勅使エリア	市民に対するスポーツ振興の支援策、技術向上や育成についての提案	市民のニーズを把握し、それに沿った事業や施設の運営ができる提案か。体育施設が市民のスポーツ振興の拠点の一つになるような提案か。長期的な活動が可能な取り組みか。	25	16.0%	様式 8
		豊明市福祉体育館と協働した事業についての提案	豊明市福祉体育館と連携・協力が取れる取り組みになっているか。	10		
		施設の有効活用に関する提案	一般利用の少ない時間を有効に活用できる提案か。（施設の稼働率を上げる提案になっているか。）	15		
		デイキャンプ場（バーベキュー場）を含めた自由提案枠の提案及び実現可能性について	施設の魅力、収益性の向上、利用者の利便性や満足度を向上させるような事業内容となっているか。また事業費、実施時期含め実現可能性のある事業計画、収支計画となっているか。	30		
		自由提案枠以外の民間投資や新たな収支の改善に関わる提案について【加点項目】	現行のデイキャンプ場（バーベキュー場）を刷新するような魅力的な提案により、民間投資、新たな事業の実施、維持管理の質、市民サービスの向上、賑わいの創出、新たな収入の確保などが実現できる提案があるか。【加点項目】	10	—	

(3) 維持管理業務に関する提案

	審査基準	審査項目	審査内容	配点	比率	審査書類
7	施設の管理水準	施設全般に関する管理水準の向上に対する考え方及び平常時の施設管理の考え方	事業者ノウハウを活かした管理水準向上の提案があるか。日常的な施設管理の方法は適切か。定期的な管理が必要となる施設（トイレ等）の管理方法は適切か。	20	16.0%	様式 9
		施設修繕の考え方	施設修繕の取り組みに計画性があるか。	10		
		都市公園を中心とした植栽管理の考え方	利用しやすい環境に維持するための植栽管理の取り組みが計画されているか。	25		
		地元事業者の活用についての考え方	管理運営について、地元事業者の活用創出が図れているか。	25		

(4) 管理の質や市民サービス向上についての提案

	審査基準	審査項目	審査内容	配点	比率	審査書類
8	市民協働の推進	市民協働担当者の積極的な活動	市民協働担当者の具体的な役割や活動計画の提案があるか。公園利活用の促進及び公園ボランティアやスポーツ協会等各種団体との連携協力の提案があるか。	50	10.0%	様式 10
9	利用者サービスの向上	イベントの企画運営の考え方	より良いイベント提案がなされているか。現在行っているイベント（グリーンフェスタなど）のスムーズな引継ぎが行えるようになっているか。	10	4.0%	様式 10
		包括的管理を行うことに関する提案	豊明文化広場、体育施設、都市公園及び勅使墓園の包括的管理を行うことに関する提案についてサービス向上についての取り組みが示されているか。	10		
		利便性向上の取り組み【加点項目】	都市公園法第 5 条第 1 項に基づく公園施設の設置管理許可や目的外利用を活用した利便性向上の取り組みが提案されているか。（加点項目）	5	—	
		魅力向上の取り組み【加点項目】	魅力向上につながる新たなサービスの提供が提案されているか。【加点項目】	5	—	

(5) その他

（５）その他

	審査基準	審査項目	審査内容	配点	比率	審査書類
10	その他	団体の経営状況	団体の経営状況は健全か。	10	6.0%	決算書等
		環境への取り組み	SDGs、環境面への取り組みについての提案はあるか。	10		様式 11
		女性活躍推進【加点項目】	「女性の活躍推進の宣言の実施」や「あいち女性輝きカンパニー認証」の取り組みはあるか。【加点項目】	10	－	
合計点				500	100%	
加点				35	－	

第8. 問い合わせ先

豊明市役所 経済建設部 都市計画課（市役所本館2階）

〒470-1195

豊明市新田町子持松1番地1

電話 (0562) 92-1114（直通）

FAX (0562) 92-1141

E-mail kouen@city.toyoake.lg.jp